（参考様式）

屋外広告物を設置しようとする場合には，予め条例による基準のほかに，次の許可基準も確認してください。

◆宮城野通広告物モデル地区内　広告物美観維持基準チェックリスト

|  |  |
| --- | --- |
| 広告物を表示又は設置する地区 | □ 駅前広場地区　　　□ 大通り地区　　　□ 大通り東地区 |
| 申請の種類 | □ 許可(条例第34条第1項)　　□ 届出(条例第35条) |

（「仙台市チェック」欄は何も記載しないでください。）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 対　象　項　目 | | | 計画内容  （計画の詳細を記入，又は該当する場合チェック） | 仙台市  チェック |
| 共通事項 | 集約化 | 集約化を図り，最低限必要な種類，面積，数量となるよう配慮する。 |  |  |
| 意匠・形態 | 壁面を利用する広告物は，建物と一体的なデザインとするよう工夫する。 | □ 壁面広告物  → 工夫点（　　　　　　　　　　　）  □ 壁面広告物以外 |  |
| 建物の低層部では，街の楽しさを演出するため，さりげない飾り看板やアクセントカラーを用いて，店の個性が感じられる広告物を積極的に掲出する。 | □ 低層部に掲出  → 工夫点（　　　　　　　　　　　）  □ 低層部以外に掲出 |  |
| 広告幕  (フラッグ) | 街路灯に掲出するフラッグについては，街のにぎわいの創出や各種イベントを支援することを目的とし，地域のまちづくりに資する統一感のあるものとする。 | □ 広告幕  → 広告内容（　　　　　　　　　　）  □ 広告幕以外 |  |
| 駅前広場地区の基準（□） | 意匠・形態 | 一つの建物・敷地に複数の広告物を設置する場合は，できるかぎり色彩や形態をそろえ，互いの調和に配慮する。また，刺激の強い配色は避ける。 |  |  |
| 写真やグラフィック，文字等をバランス良く配置し，すっきりと洗練されたデザインとなるよう工夫する。 |  |  |
| 屋上広告物 | 壁面やペントハウスと位置をそろえるなど，建物と一体的に見えるように工夫する。 | □ 屋上広告物  → 工夫点（　　　　　　　　　　　　　）  □ 屋上広告物以外 |  |
| 大通り地区の基準（□） | 掲出可能な 広告物 | 自家用又は管理用のものに限る。ただし，まちづくりに関わるイベント等を支援する目的で，期間を限定して掲出するものはこの限りではない。 | □ 自家用又は管理用  □ まちづくりイベント等支援目的 |  |
| 意匠・形態 | 絵柄に動きのあるネオンサイン，点滅を繰り返す電照広告物を設置してはならない。 | □ 左記に掲げる広告物の設置 無し |  |
| 寺院に隣接する場所では，歴史的な雰囲気と調和する落ちついた色彩を用いるよう配慮する。 | □ 寺院に隣接する場所  → 配慮点（　　　　　　　　　　　）  □ 寺院に隣接する場所でない |  |
| 営業内容を示す広告物 | 事業若しくは営業の内容を示す広告物は，２階以下の部分に集約化して設置する。 | □ 営業内容を示す広告物  → □ ２階以下への集約化  □ 営業内容を示す広告物以外 |  |
| 屋上広告物 | 原則として禁止とする。ただし，独立文字等デザインに配慮したものはこの限りではない。 | □ 屋上広告物  → 配慮点（　　　　　　　　　　　　　）  □ 屋上広告物以外 |  |
| 地上広告物 | 集合化して設置し，地盤面からの高さは10ｍ以下とする。 | □ 地上広告物  → □ 集約化して設置  → □ 高さ（　　m）  □ 地上広告物以外 |  |

（裏面に続く→）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 対　象　項　目 | | | 計画内容  （計画の詳細を記入，又は該当する場合チェック） | 仙台市  チェック |
| 大通り東地区の基準（□） | 掲出可能な 広告物 | 宮城野通に面する部分（下図参照）においては，自家用又は管理用のものに限る。ただし，まちづくりに関わるイベント等を支援する目的で，期間を限定して掲出するものはこの限りではない。 | □ 宮城野通に面する部分に掲出  　 →広告物の種類：  □ 自家用又は管理用  □ まちづくりイベント等支援目的  □ 上記以外の部分に掲出 |  |
| 意匠・形態 | 絵柄に動きのあるネオンサイン，点滅を繰り返す電照広告物を設置してはならない。 | □ 左記に掲げる広告物の設置 無し |  |
| 色彩はけばけばしいものを避け，ベース色は建物の外壁の基調色に合わせるか，彩度を抑えた色彩とする。 |  |  |
| 営業内容を示す広告物 | 事業若しくは営業の内容を示す広告物は，２階以下の部分に集約化して設置する。 | □ 営業内容を示す広告物  → □ ２階以下への集約化  □ 営業内容を示す広告物以外 |  |
| 屋上広告物 | 建築物や街並みのスカイラインに沿う配置及び形態で，独立文字や建物との一体的なデザインとする。 | □ 屋上広告物  → □ スカイラインに沿う配置及び形態  → □ 一体的なデザイン  □ 屋上広告物以外 |  |
| 地上広告物 | 集合化して設置し，地盤面からの高さは10ｍ以下とする。 | □ 地上広告物  → □ 集約化して設置  → □ 高さ（　　m）  □ 地上広告物以外 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 広告物景観地域の基準確認 | | 申請の種類とゾーン区分のチェック | 仙台市  チェック |
| 広告物景観地域の  基準 | 広告物景観地域の各ゾーン区分に応じて 定められている基準を満足している事を  確認した。  （許可を要する場合のみ） | □ 許可を要する屋外広告物  →ゾーン区分：  □ 都心ビジネスゾーン  □ 都心ビジネスゾーン・仙台駅周辺西口  □ 届出を要する屋外広告物 |  |

※（参考）宮城野通に面する部分について，基準が適用される範囲に関する考え方

宮城野通

基準が適用される面